

俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載要綱

平成24年 月 日
俱知安町要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号（以下「じゃがりん号」という。）の車両等に掲載する協賛広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 広告の掲載に当たっては、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容が公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の仕様及び掲載料等)

第3条 広告の仕様は、次のとおりとする。

(1) 車内広告

- ア サイズ 1 枠 縦297mm×横210mm (A 4 サイズ縦)
- イ 掲載場所 車内運転席側後方側面
- ウ 刷り色数 多色刷り
- エ 掲載期間 月初めに掲載し、1ヶ月単位で、最大3か月間継続して掲載することができる。
- オ 掲載枠数 1両につき8枠(2両計16枠)
- カ 申込枠 広告主1人につき1両1枠まで(最大2両計2枠まで)
- キ 掲載料 別記1のとおり
- ク 無料掲載 鉄道、路線バスの運行路線変更等の周知に関するものは、この要綱による有料広告として扱わず、無料で掲載するものとする。

(2) 印刷物広告

- ア サイズ 1 枠 縦30mm×横60mm
- イ 掲載場所 町が発行する時刻表で、次の2種類とする。
 - (ア) 町広報折込時刻表
 - (イ) ポケットサイズ時刻表
- ウ 刷り色数
 - (ア) 町広報折込時刻表 1色刷り
 - (イ) ポケットサイズ時刻表 多色刷り
- エ 掲載期間 発行日からダイヤ改正等に伴う刷り直しまでの期間。ただし、

次の刷り直しまでに1年に満たない場合は、継続して掲載する。

オ 掲載枠数 6枠

カ 申込枠 広告主1人つき1枠まで

キ 掲載料 1枠当たり 30,000円

(3) バスシェルター及びインターネットページ広告

ア サイズ

(ア) バスシェルター 1枠 縦30mm×横90mm

(イ) インターネットページ 1枠 縦80×横240 (単位はピクセル)

イ 掲載場所 町所有のバスシェルター2箇所の空きスペース及び町ホームページ内じゃがりん号ページで指定する枠内

ウ 刷り色数 多色刷り

エ 掲載期間 次のとおりとする。

前期 5月1日から10月31日まで

後期 11月1日から4月30日まで

オ 掲載枠数 制限無し

カ 申込み枠 広告主1人につき3枠まで

エ 掲載料 1枠当たり各期1,000円

(掲載しない広告)

第4条 次に該当する内容の広告については掲載しないものとする。

- (1) 各種選挙に関するもの
 - (2) 政党、政治団体又は宗教に関するもの
 - (3) 個人又は法人の名刺広告
 - (4) 意見広告に関するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に抵触する営業広告
 - (6) 貸金業など、いわゆる「消費者金融」の広告
 - (7) 商品先物取引又はこれに類するものに関する広告
 - (8) 医療、医薬品、医療品等の広告で医療法、医師法、薬事法等の法律、医薬品適正広告基準などの法令に抵触する広告
 - (9) 宅地建物取引業法及び建設業法により登録されていない業者の不動産物件に関する広告
 - (10) 公序良俗に反するもの
 - (11) その他、掲載することが不相当と認められるもの
- (募集・申込み方法)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙上などの広報媒体において行う。

2 広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載日の10日前(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、休み明けの平日)までに、倶知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載申込書(別記様式第1号)及び広告原稿(データ、または版下のみ)を、企画振興課に提出するこ

と。ただし、継続申込みによる原稿の変更がない場合及びバスシェルター及びインターネットページ広告における1枠の申込みについては、広告原稿の提出を要しない。

(2) 掲載する広告のデータは次のいずれかとする。

ア JPEG

イ 手書きによるもの

(3) 広告の掲載位置は、企画振興課長が決定する。

(掲載決定までの手順)

第6条 町長は、広告主から協賛広告掲載の申込みがあったときは、この要綱の規定に適合するか否かについて審査の上、速やかに広告主に対し、倶知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載決定（掲載不決定）通知書（別記様式第2号）を送付するものとする。

2 広告の掲載順位は、次によるものとする。

第1順位 町内に本社・本店を置く事業者

第2順位 町外に本社・本店を置き、町内に支店、営業所などを置く事業者

第3順位 町外に本社・本店を置く事業者

3 募集枠を超えたときは、前項の規定による掲載順位を優先した上で、抽選とする。

4 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に修正・資料提出を求めることができる。

5 町長は第1項の規定による審査の結果、広告掲載の適否に関して疑義が生じたときは、倶知安町広報紙有料広告掲載要綱（平成17年倶知安町要綱第18号）第8条に規定する広告審査委員会に諮問して、その意見を聴かなければならない。

(広告内容の変更)

第7条 掲載決定を受けた広告主は、第3条第1号の広告にのみ、初回掲載後、申し出により広告内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告内容を変更しようとするときは、掲載期間中の毎月1日の10日前（土曜日、日曜日及び祝日の場合は休み明けの平日）までに、変更後の広告原稿（データ、又は版下のみ）を企画振興課に提出し、審査を受けなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載料の納入)

第9条 広告主は、初回掲載日から15日以内に、町長が発行する納付書により掲載料（第3条各号に対応する額）を納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の場合は広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

附 則

1 この要綱は、平成24年4月2日から施行し、この要綱に基づく広告の掲載は、平成24年5月1日からとする。

別記1（第3条関係）

車内広告の掲載料

	1両のみ掲載	2両掲載
1ヶ月	3,000円	5,000円
2ヶ月	5,000円	9,000円
3ヶ月	7,000円	12,000円

別記様式第1号（第5条関係）

俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載申込書

年 月 日

俱知安町長 宛

申込者
住所（所在地）
氏名（名称）
代表者名
電話・FAX

俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号に協賛広告を掲載したいので、俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する広告の種類 に丸印を記入して下さい。（複数可）

車内広告

車内広告を希望する場合は、以下の希望するルート及び掲載希望月に丸印を記入

① 希望するルート （注）両方のルートを希望する場合は両方とも丸印を記入

東西ルート

南北ルート

② 希望する月 （注）最大3ヶ月間まで可。「掲載希望」欄に丸印を記入

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
掲載希望						
月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
掲載希望						

印刷物広告

バスシェルター及びインターネットページ広告

申込み枠 枠 ※数字を記入

2 掲載広告内容(版下原案)

別紙のとおり

※ ただし、継続申込みによるデザインの変更がない場合、バスシェルター及びインターネットページ広告で1枠での申込みの場合は添付不要

3 申し込みにおける承諾事項

次の事項について承諾します。

- (1) 掲載の可否は町長が定める。
- (2) 広告の掲載位置は企画振興課長が決定する。

※業種が分かるパンフレット等を添付すること。

様

俱知安町長 福 島 世 二 印

俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載決定（掲載不決定）通知書

年 月 日付けで申込みのあった俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号への協賛広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載を決定する

(1) 広告掲載内容

版下 別添のとおり

(2) 掲載する広告の種類

() 車内広告

() 東西ルート

() 南北ルート

掲載期間 年 月から ヶ月間

() 印刷物広告

() バスシェルター及びインターネット

枠数 ()

掲載期間 年 月から 6ヶ月間

(3) 広告掲載料 円

(4) 広告掲載料の納付 年 月 日までに同封の納入通知書でお支払いください。

(5) 広告掲載条件

俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載要綱及び俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載申込書の承諾事項に従うこと。

2 掲載を不決定とする

事由